

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日休む)
の翌日

目 次

◇ 告 示 町の区域の変更(地方課)

字の区域の変更(〃)

字の区域の変更(〃)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第千七百七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
町の名

同上の区域(平成元年十月一日現在の地番による。)

福吉町二丁目

福吉町二丁目のうち一六八六の一、一六八九の一、一八四九の二から一八四九の七まで、一八五〇の一から一八五〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

河原町

福吉町二丁目一六八六の一、一六八九の一、一八四九の二から一八四九の七まで、一八五〇の一から一八五〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地
河原町の全域

鳥取県告示第千七百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法(昭和二十六年法律第五十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名

同上の区域(平成元年四月一日現在の地番による。)

大字松神字東峯

大字松神字東峯の全域

大字松神字高瀬二〇二から二〇四まで、二〇五の二

大字松神字中峯	<p>大字松神字中峯の全域 大字松神字高濱一二〇五の二二八</p>
大字松神字大平	<p>大字松神字大平の全域 大字松神字高濱一二〇五の二〇八から一二〇五の二一まで、一二〇五の三七七、一二〇五の三七八及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字松神字高濱	<p>大字松神字高濱のうち一二〇二から一二〇四まで、一二〇五の二から一二〇五の一三まで、一二〇五の一七から一二〇五の二五まで、一二〇五の二八から一二〇五の三〇まで、一二〇五の三三から一二〇五の三五まで、一二〇五の五九、一二〇五の六〇、一二〇五の二八、一二〇五の二〇八から一二〇五の二一まで、一二〇五の三七七、一二〇五の三七八、一二〇五の五二五、一二〇五の五五一、一二〇五の五五二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字松神字西灘山	<p>大字松神字西灘山の全域 大字松神字灘山一二四四の四及びこれと一体をなす国有地</p>
大字松神字灘山	<p>大字松神字灘山のうち一二四四の四及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第千七百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による麻生地区第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年八月二日現在の地番による。）
大字麻生字上前田	<p>大字麻生字上前田の全域 大字麻生字小橋六の一部、七の一部、七の一、八の一部、八の一、九の一部、九の二の一部、一〇の一部、一一の一、一二の二の一部、一二の三、一三の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一、二四、二五、二六の一、二六の二、二七と一体をなす国有地の一部 大字麻生字上河原一一八の二から一一八の四まで、一一九、一一九の一から一一九の三まで、一二〇、一二〇の一、一二〇の二、一二〇の三、一二〇の四、一二〇の五、一二〇の六、一二〇の七、一二〇の八、一二〇の九、一二〇の一〇、一二〇の一〇の二、一二〇の一〇の三、一二〇の一〇の四、一二〇の一〇の五、一二〇の一〇の六、一二〇の一〇の七、一二〇の一〇の八、一二〇の一〇の九、一二〇の一〇の一〇、一二〇の一〇の一〇の二、一二〇の一〇の一〇の三、一二〇の一〇の一〇の四、一二〇の一〇の一〇の五、一二〇の一〇の一〇の六、一二〇の一〇の一〇の七、一二〇の一〇の一〇の八、一二〇の一〇の一〇の九、一二〇の一〇の一〇の一〇及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字麻生字小橋	大字麻生字小橋のうち六、七、七の一、八、八の一、九の

<p>大字麻生字上鞍ヶ坪</p>	<p>一、九の二、一〇、一一、一二の一から一二の三まで、一三、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二、二三から二五まで、二六の一、二六の二、二七、二八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字麻生字片湫</p>	<p>大字麻生字小橋六の一部、七の一部、八の一部、九の一部、九の二の一部、一〇の一部、一一、一二の二の一部、一三の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字麻生字上鞍ヶ坪のうち二九から三二まで、三二の一、三三の一、三三の二の一部、三三の三、三四の二、三五の一部、三八の一部、三九の二、四〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字麻生字片湫</p>	<p>大字麻生字下鞍ヶ坪六〇の一部及びこれと一体をなす国有地 大字麻生字平田六一、六一の一、六二の一部、六三(一)合併の一部、六六の一部、六七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字麻生字片湫のうち七〇の四、七一の二の一部、七二の一部、七三(四)合併の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字麻生字小田七九、八〇の一から八〇の四までの一部、八〇の五、八〇の六、八〇の七の一部、八四の二から八四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高岡字小湫六九八の二の一部</p>
<p>大字麻生字小田</p>	<p>大字麻生字小橋二〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二三、二四、二八の二と一体をなす国有地の一部 大字麻生字上鞍ヶ坪二九から三二まで、三二の一、三三の一から三三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字麻生字下鞍ヶ坪五七の一部、六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字麻生字小田のうち七九、八〇の一から八〇の四までの</p>
<p>大字麻生字土居</p>	<p>一部、八〇の五、八〇の六、八〇の七の一部、八四の二の一部、八四の三の一部、八四の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字麻生字土居九七の二の一部、一一〇の一部、一一一の一部、一一二から一一四まで、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八五、九七の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字麻生字上河原</p>	<p>大字麻生字上河原のうち一一八の二から一一八の四まで、一一九、一一九の一から一九の三まで、一二〇、一二〇の一、一二〇の二、一二一の一、一二一の二、一二二、一二二の一、一二三から一二五まで、一二五の一、一二二の二、一三二から一三七まで、一三七の一、一三九の一、一三九次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字麻生字細道</p>	<p>大字麻生字片湫七三(四)合併の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字麻生字小田八四の二から八四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字麻生字細道のうち二二九の九の一部、二四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字麻生字赤祿田二四四の一部、二四六の一の一部、二四八の一部、二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字麻生字赤祿田</p>	<p>大字麻生字片湫七〇の四の一部、七一の二の一部、七二の一部、七三(四)合併の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字麻生字細道二二九の九の一部、二四三の二の一部及び</p>

<p>大字麻生字高岡 繩手</p>	<p>大字麻生字トヤ キフ</p>	<p>大字麻生字指上 り</p>	<p>これらと一体をなす国有地 大字麻生字赤祿田のうち二四四の一部、二四六の一の一部、二四八の一部、二四九の一部、二五二の一の一部、二五三から二五六までの一部、二五七、二五八、二六一、二六二の一部、二六三の二の一部、二六四の一部、二六五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字麻生字指上り二六六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字麻生字高岡繩手の全域 大字麻生字トヤキフ二九六第二、二九七の三と一体をなす 国有地の一部</p>	<p>大字麻生字赤祿田二五二の一の一部、二五三から二五五までの一部、二五七の一部、二六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字麻生字トヤキフのうち二七六の一の一部、二七六第一、二九七の五、二九七の六の一部、三〇一の一部、三〇二の一部、三〇三の一の一部、三〇三の三の一部、三〇三の四の一部、三〇四及びこれらと一体をなす国有地並びに二九六第二、二九七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字麻生字片湫七〇の四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字麻生字赤祿田二五五から二五七までの一部、二五八、二六一、二六二の一部、二六三の二の一部、二六四の一部、二六五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字麻生字指上りのうち二六六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字麻生字トヤキフ二七六の一の一部、二七六第一、二九七の五、二九七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字麻生字片湫七〇の四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字麻生字赤祿田二五五から二五七までの一部、二五八、二六一、二六二の一部、二六三の二の一部、二六四の一部、二六五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字麻生字指上り二六六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>廃止する字の名 称</p>	<p>大字高岡字小湫</p>	<p>大字高岡字鞍ヶ坪</p>	<p>大字高岡字南小湫</p>	<p>大字麻生字用ヶ瀬田</p>
<p>大字麻生字下鞍ヶ坪、大字麻生字平田</p>	<p>大字高岡字小湫のうち六九七の三、六九八の二以外の区域</p>	<p>大字高岡字鞍ヶ坪の全域 大字高岡字南小湫六七六の三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字麻生字上鞍ヶ坪三三の一から三三の三までの一部、三四の二、三五の一部、三八の一部、三九の二、四〇の二及びこれらと一体をなす国有地 大字麻生字下鞍ヶ坪五三の二、五四の二、五五、五六の一、五六の二、五七の一部、五八、五九の一）合併、六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字麻生字平田六二の一部、六三の二）合併の一部、六四の一部、六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字高岡字南小湫のうち六七六の三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字高岡字小湫六九七の三、六九八の二の一部 大字麻生字平田六二の一部、六三の二）合併の一部、六四の一部、六四の一、六五の一、六五の二の一部、六六の一部、六七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字麻生字用ヶ瀬田の全域 大字麻生字トヤキフ三〇一の一部、三〇二の一部、三〇三の二の一部、三〇三の三の一部、三〇三の四の一部、三〇四及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第千七百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る麻生地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次